

議案第三号

中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

右の議案を提出します。

令和七年一月十五日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の二第一項中「九歳」を「満十二歳」に改め、「同じ。」の下に「又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度の要綱に規定する療育手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第一項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者（以下「障害者等」という。）であつて満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子」を加え、「その」を「当該」に改め、「をいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第三十条の二第三項中「による部分休業」の下に「又は条例第十八条の三第一項の規定による子育て部

分休暇」を、「当該部分休業」の下に「又は当該子育て部分休暇」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（子育て部分休暇）

第三十条の三 条例第十八条の三第一項の教育委員会規則で定める当該職員の子は、障害者等であつて満六歳に達する日の翌日以後の最初の四月一日から満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子とする。

2 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、一日につき二時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。

3 中央区職員の育児休業等に関する条例第十五条の規定による部分休業、条例第十七条第一項の規定による育児時間又は条例第十八条の二第一項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、一日につき二時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 教育委員会は、子育て部分休暇について、養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。

5 子育て部分休暇の承認の申請は、別記第十二号様式による子育て部分休暇承認申請書により行うものとする。

6 子育て部分休暇の承認の取消しは、別記第十三号様式による子育て部分休暇承認取消申請書により行うものとする。

7 教育委員会は、子育て部分休暇の承認の申請について、条例第十八条の三第一項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

8 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を取得している職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

9 教育委員会は、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

一 子育て部分休暇を取得している職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。

二 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。

三 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。

10 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、別記第十四号様式による養育状況変更届により教育委員会に届け出なければならない。

第三十一条中「及び前二条」を「、第三十条及び第三十条の二」に改める。

第十一号様式の次に次の三様式を加える。

第 1 2 号様式 (第 3 0 条の 3 関係)

承認権者	()	所 属	()	()	()	()	転 記

子 育 て 部 分 休 暇 承 認 申 請 書

年 月 日提出

(承認権者)		申 請 者	所 属			
様			職務名			
			氏 名			
次のとおり子育て部分休暇の承認を申請します。						
1 申請に係る子	氏 名					
	続 柄 等					
	生 年 月 日		年 月 日			
2 申請期間 及び時間	期 間			時 間		
	年 月 日から		☐ 毎日	午前	時 時 分から	
	年 月 日まで			午後	時 時 分から	
			☐ その他 ()		分 分 分まで	
	年 月 日から		☐ 毎日	午前	時 時 分から	
	年 月 日まで			午後	時 時 分から	
			☐ その他 ()		分 分 分まで	
3 備 考						

- (注) 1 申請に当たっては、母子健康手帳等の写しを添付すること。
2 該当する ☐ には、レ印を記入すること。

第13号様式（第30条の3関係）

子育て部分休暇承認取消申請書

年 月分

[illegible]

第 1 4 号様式（第 3 0 条の 3 関係）

所	()	()	()	()	()
属					

養 育 状 況 変 更 届

（承認権者）

様

次のとおり子育て部分休暇に係る子の養育状況について変更が生じたので届け出ます。

年 月 日

所 属
職務名
氏 名

1 届出の事由	☐ 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった。 ☐ 同居しなくなった。 ☐ 負傷・疾病 ☐ その他() ☐ 子育て部分休暇に係る子が死亡した。 ☐ 子育て部分休暇に係る子と離縁した。 ☐ 子育て部分休暇に係る子との養子縁組が取り消された。 ☐ 子育て部分休暇に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。 ☐ 子育て部分休暇に係る子についての民法第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。 ☐ 子育て部分休暇に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された。 ☐ その他()
2 届出事由が発生した日	年 月 日
3 既承認子育て部分休暇期間	年 月 日から 年 月 日まで(月 日)

（注）該当する□にはレ印を記入すること。

附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第三十条の三第五項の子育て部分休暇の承認の申請その他の子育て部分休暇に係る手続に関し必要な行為については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

（説 明）

子育て部分休暇の新設及び子の看護のための休暇の子の対象を拡大することに伴い、教育委員会規則の一部を改正する必要があることから、この議案を提出します。

新旧対照表（抄）

○ 中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第十三号）

新	旧
（子の看護のための休暇） 第二十九条の二 子の看護のための休暇は、満十二歳に達する日以降の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において同じ。）又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度の要綱に規定する療育手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第一項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者（以下「障害者等」という。）であつて満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育する職員が、当該子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要な当該子の世話を行うことをいう。以下同じ。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。	（子の看護のための休暇） 第二十九条の二 子の看護のための休暇は、九歳に達する日以降の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において同じ。） を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

新	旧
2 から4まで (略) (介護時間) 第三十条の二 (略) 2 (略) 3 中央区職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月中央区条例第三号)第十五条の規定による部分休業又は条例第十八条の三第一項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、一日につき二時間から当該部分休業又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4 から7まで (略) (子育て部分休暇) 第三十条の三 条例第十八条の三第一項の教育委員会規則で定める当該職員の子は、障害者等であつて満六歳に達する日の翌日以後の最初の四月一日から満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子とする。 2 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、一日につき二時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。 3 中央区職員の育児休業等に関する条例第十五条の規定による部分休業 条例第十七条第一項の規定による育児時間又は条例第十八条の二第一項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認について	2 から4まで (略) (介護時間) 第三十条の二 (略) 2 (略) 3 中央区職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月中央区条例第三号)第十五条の規定による部分休業 の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、一日につき二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4 から7まで (略)

新	旧
は、一日につき二時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4 教育委員会は、子育て部分休暇について、養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。 5 子育て部分休暇の承認の申請は、別記第十二号様式による子育て部分休暇承認申請書により行うものとする。 6 子育て部分休暇の承認の取消しは、別記第十三号様式による子育て部分休暇承認取消申請書により行うものとする。 7 教育委員会は、子育て部分休暇の承認の申請について、条例第十八条の三第一項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。 8 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を取得している職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。 9 教育委員会は、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。 一 子育て部分休暇を取得している職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。	

新	旧
二 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。 三 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。 10 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、別記第十四号様式による養育状況変更届により教育委員会に届け出なければならない。 (期間計算) 第三十一条 第十六条、第十八条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第三十条及び第三十条の二の規定による休暇の期間には、週休日並びに超勤代休時間が指定された勤務日等(日を単位とする場合に限る。)、休日及び代休日を含むものとする。 附 則 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第三十条の三第五項の子育て部分休暇の承認の申請その他の子育て部分休暇に係る手続に関し必要な行為については、この規則の施行の日前においても行うことができる。	(期間計算) 第三十一条 第十六条、第十八条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで及び前二条 の規定による休暇の期間には、週休日並びに超勤代休時間が指定された勤務日等(日を単位とする場合に限る。)、休日及び代休日を含むものとする。

(新)

第12号様式(第30条の3関係)

承認権者	()	所 属	()	()	()	()	転記

子育て部分休暇承認申請書

年 月 日提出

(承認権者) 様		申請者	所 属		
			職務名		
			氏 名		
次のとおり子育て部分休暇の承認を申請します。					
1 申請に係る子	氏 名				
	続 柄 等				
	生 年 月 日		年 月 日		
2 申請期間 及び時間	期 間		時 間		
	年 月 日から 年 月 日まで		☐ 毎日 ☐ その他 ()	午前 時 分から 午後 時 時 分まで	
	年 月 日から 年 月 日まで		☐ 毎日 ☐ その他 ()	午前 時 分から 午後 時 時 分まで	
3 備 考					

(注) 1 申請に当たっては、母子健康手帳等の写しを添付すること。

2 該当する□には、レ印を記入すること。

(旧)

(新)

第13号様式(第30条の3関係)

子育て部分休暇承認取消申請書

年 月分

[illegible]

(旧)

(新)

第14号様式(第30条の3関係)

所	()	()	()	()	()
属					

養育状況変更届

(承認権者)

様

次のとおり子育て部分休暇に係る子の養育状況について変更が生じたので届け出ます。

年 月 日

所 属

職務名

氏 名

1 届出の事由	☐ 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった。 ☐ 同居しなくなった。 ☐ 負傷・疾病 ☐ その他() ☐ 子育て部分休暇に係る子が死亡した。 ☐ 子育て部分休暇に係る子と離縁した。 ☐ 子育て部分休暇に係る子との養子縁組が取り消された。 ☐ 子育て部分休暇に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。 ☐ 子育て部分休暇に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。 ☐ 子育て部分休暇に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。 ☐ その他()
2 届出事由が発生した日	年 月 日
3 既承認子育て部分休暇期間	年 月 日から 年 月 日まで(月 日)

(注) 該当する□にはレ印を記入すること。

(旧)